

船橋市地域包括ケアシステム推進本部の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢化の進行を鑑み、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと住み続けるために必要な包括的なケアが受けられるシステム（以下「地域包括ケアシステム」という。）構築に向けて、分野を超え横断的な取り組みを推進するため、船橋市地域包括ケアシステム推進本部（以下「推進本部」という。）を設置するにあたり、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域包括ケアシステムに係る企画及び調整に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステムの推進に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムの推進及び進行管理に関すること。
- (4) 地域包括ケアシステムに係る広報に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる者をもって充てる。

- 2 推進本部の会議は、本部長が必要のつど招集し、これを主宰する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、関係部長並びに課長等の出席を求めることができる。
- 4 前条に定める所掌事項を円滑に進めるため、地域包括ケア推進課に事務局を置く。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 本部長に事故あるとき又は欠けたときは、副本部長がその職務を代行する。

(専門部会)

第5条 第2条に規定する推進本部の所掌事項に関する具体的な事項について検討及び進捗管理させるため別表第2に掲げる者を部会員とし、専門的に検討するため5つの専門部会を置く。

- 2 専門部会は、専門部会長、本部員及び部会員をもって組織し、それぞれ別表第3に掲げる者をもって充てる。
- 3 専門部会長は、部会を総括する。
- 4 専門部会は、統計情報の収集、調査及び検討した結果並びに関係計画事業の実績等を推進本部に報告する。
- 5 専門部会長は、必要があると認めるときは、関係部課長等の出席を求めることができる。
- 6 第1項に定める専門部会の庶務は、それぞれ別表第3に規定する庶務を所管する者の属する課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部長	健康福祉局を担任する副市長
副本部長	建設局を担任する副市長
本部員	健康福祉局長
	建設局長
	病院局長
	企画財政部長
	市民生活部長
	福祉サービス部長
	高齢者福祉部長
	健康部長
	保健所理事
	環境部長
	経済部長
	道路部長
	建築部長
	生涯学習部長
医療センター事務局長	

別表第2（第5条第1項関係）

部会員	政策企画課長
	財政課長
	自治振興課長
	市民安全推進課長
	福祉政策課長
	地域福祉課長
	障害福祉課長
	生活支援課長
	高齢者福祉課長
	地域包括ケア推進課長（※）
	介護保険課長
	健康政策課長
	地域保健課長
	健康づくり課長
	国保年金課長
	保健総務課長
	資源循環課長
	商工振興課長
	消費生活センター所長
	道路計画課長
	住宅政策課長
	社会教育課長
	中央公民館長
	生涯スポーツ課長
医療センター総務課長	

※推進本部事務局

別表第3（第5条第2項関係）

住まい部会

部会長	建設局長
	企画財政部長
	高齢者福祉部長
	建築部長
	政策企画課長
	福祉政策課長
	高齢者福祉課長
	地域包括ケア推進課長
	介護保険課長
	○ 住宅政策課長

予防部会

部会長	健康福祉局長
	福祉サービス部長
	高齢者福祉部長
	健康部長
	生涯学習部長
	福祉政策課長
	地域福祉課長
	高齢者福祉課長
	地域包括ケア推進課長
	介護保険課長
	健康政策課長
	地域保健課長
	○ 健康づくり課長
	国保年金課長
	社会教育課長
	中央公民館長
生涯スポーツ課長	

生活支援部会

<p style="text-align: center;">部会長</p> <p style="text-align: center;">○</p>	健康福祉局長
	企画財政部長
	市民生活部長
	福祉サービス部長
	高齢者福祉部長
	経済部長
	環境部長
	道路部長
	政策企画課長
	自治振興課長
	市民安全推進課長
	福祉政策課長
	地域福祉課長
	障害福祉課長
	生活支援課長
	高齢者福祉課長
	地域包括ケア推進課長
	介護保険課長
	資源循環課長
	商工振興課長
消費生活センター所長	
道路計画課長	

介護部会

部会長 ○	健康福祉局長
	企画財政部長
	福祉サービス部長
	高齢者福祉部長
	健康部長
	政策企画課長
	財政課長
	福祉政策課長
	地域福祉課長
	高齢者福祉課長
	地域包括ケア推進課長
	介護保険課長
	健康づくり課長

医療部会

部会長 ○	健康福祉局長
	病院局長
	健康部長
	保健所理事
	高齢者福祉部長
	医療センター事務局長
	福祉政策課長
	地域包括ケア推進課長
	介護保険課長
	健康政策課長
	保健総務課長
	地域保健課長
	医療センター総務課長

○ 庶務を所管